

◎商店街の活性化のための地域住民の

需要に応じた事業活動の促進に関する

る法律

(平成二十二年七月一五法律第八〇号)

一、提案理由

(平成二十二年六月一七日・衆議院経済産業委員会)

○二階国務大臣 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今、商店街は、市場競争の激化や消費者ニーズの多様化が進む中で、後継者不足などの構造的な課題を抱えており、加えて、最近の景気後退に伴う消費の冷え込みにも直面し、非常に厳しい環境下にあります。一方で、地域に根差した、住民の交流を促すにぎわいの場でもある商店街に対しては、子育てや高齢者の生活を支えるなど、地域住民のニーズに応じた活動を行うことで、住民の生活の利便性を向上させるとともに、地域コミュニティを維持発展させることが期待されています。

こうした状況を踏まえ、意欲ある商店街が地域住民の生活の利便性を向上させるために取り組む事業活動に対して支援を強

化することにより、商店街への来訪者を増加させ、それにより商店街の活性化を図ることを目的として、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、商店街が行う、地域住民のためのサービスの提供やイベントの実施などの事業を支援します。商店街振興組合や事業協同組合等が作成する事業計画を認定し、無利子融資などの法律による支援のほか、予算措置や税制措置も含めて、資金調達を総合的に支援します。また、組合員等の個々の商店主に対しても、認定された計画のもとで行う、地域住民のための事業に必要なとなる設備を導入するための資金について、無利子融資枠を拡大するなどの支援を行います。

第二に、これらの事業に対する市町村の支援を促進すること、商店街が地方公共団体と協力して地域コミュニティの機能を向上させるように促します。そのために、これらの事業に必要な資金を商店街振興組合等に貸し付ける市町村に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が資金の一部を貸し付けることができるようにします。

第三に、後継者不足等を解決するため、商店街の担い手を育成します。そのため、商店街の人材育成を国の責務として法律上に規定し、全国商店街振興組合連合会や全国商工会連合会等

と連携して、積極的な支援を行います。また、関係省庁で連絡会議を開催するなど連携を強化し、商店街等が支援策を利用しやすい環境を整備します。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告（平成二十一年六月二十五日）

○東順治君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案について申し上げます。

商店街を取り巻く環境は厳しさを増し、各地でいわゆるシャッター通りが増加している一方で、地域の柱である商店街に対しては、住民の交流の場を提供し、地域コミュニティを維持発展させる生活インフラとして、改めて期待が高まっております。

本案は、こうした状況を踏まえ、各商店街における、その持ち味を生かしたさまざまな取り組みを支援することにより、商

店街の再活性化を図ろうとするものであります。

その主な内容は、商店街が行う、地域住民のニーズに応じた事業活動に対し、無利子融資の拡充など、必要な資金調達を支援する措置等を定めるものであります。

本委員会においては、六月十七日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、委員各位はいずれも商店街の活性化を願いつつ、活発な議論を展開しました。大臣からも実に熱意あふれる答弁がなされるなどして、十九日質疑を終了いたしました。質疑終局後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

………（略）………
以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告（平成二十一年七月八日）

○櫻井充君　ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、商店街が、市場競争の激化や消費者ニーズの多様化が進む中で後継者不足などの構造的な課題を抱え、加えて、最近の景気後退に伴う消費の冷え込みにより非常に厳しい経営環境にあることを踏まえ、地域住民の交流を促すにぎわいの場でもある商店街の活性化を図るため、商店街への来訪者の

増加を通じて中小小売業者やサービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、これまで各種の商店街振興支援策が実施されてきたにもかかわらず、商店街の停滞、衰退が止まらない原因及び今後商店街が目指すべき方向、本法律案による支援対策及び支援措置の具体的な内容並びに実効性の確保に向けた取組、全国商店街支援センターの果たすべき役割及びその具体的な取組、商店街が抱える構造的な問題の解決に資するような総合的観点に立った支援策の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十二年七月七日）

商店街は、単に地域住民が商品やサービスを購入する場であるにとどまらず、地域住民等の交流の場として地域の一体感や文化・産業等を育むなど多様な機能を果たしてきており、今後

ともこうした機能が維持・拡大され続けることが、地域の活性化にとって不可欠である。しかしながら、商店街に対してこれまでまちづくり三法を始めとする様々な支援措置が講じられてきたにもかかわらず、商店街は停滞・衰退の度を強め、その多きが危機的な状況にある。

このため、商店街にとって真に有効な活性化策が実現されるよう、政府は、本法を含めたこれまでの商店街活性化策の効果について十分に検証した上で不断の見直しを行い、商店街が抱える構造的な問題の解決に資するような総合的観点に立つて所要の対策を国の責務として講ずべきである。

右決議する。